

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 大石 美智子

産業建設委員長報告

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第76号 鳴門市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」であります。

当委員会は、12月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

「議案第76号 鳴門市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」は、農業用排水機場に係る受益者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改正後たちまちに排水機場の整備や改修を行う予定はあるのか、との質疑があり、理事者からは、既設の24箇所については、年次計画的にポンプのエンジンの本体や制御基盤の更新を行うなど、長寿命化を図っていくとの説明がありました。

また、委員からは、排水機場以外の農業用道路や農業用用水、農業用排水などの地元負担の軽減について質疑があり、理事者からは、今回の条例改正による排水機場の負担軽減を受けて、農家の方や土地改良区の方、市民の方からも、いろいろなご意見があると思うので、ご意見を参考にし、検討させていただきたいとの説明がありました。

さらに、委員からは、現在、土木課が行っている排水機場長寿命化計画と併せて鳴門市内の排水機場の再整備を検討していただきたいとの意見のほか、農業従事者の数が減少し土地改良事業の賦課金の負担が大きくなっている現状を踏まえ、農業用排水機場以外の土地改良事業に要する賦課金についても負担軽減を図っていかなければならない、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。